

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とします。

本計画において、将来更新費用の試算は、長期的な視点での検討を行うために50年間としていますが、今後の関連する諸計画の策定・見直しや社会経済情勢、本市の財政状況の変化等に応じて柔軟に見直しを図ります。

2 基本方針

ファシリティマネジメントの考え方に基づき、以下の基本方針を定め、本計画を推進します。

(1) 公共施設

① 公共施設等の保有総量の適正化

- ア 原則として、新規施設は建設しません。ただし、政策上、新規施設を建設する場合は、既存施設の廃止を進めることで、施設の保有総量の抑制を図ります。
- イ 最適な公共施設の配置を促進していくため、検討した上で不要と判断される施設については、積極的な除却を行います。
- ウ 用途や設置目的が同じ施設については、利用状況や立地状況を踏まえ、施設の機能移転、統合、複合化を進めます。
- エ 既存施設を更新する場合は、できる限り機能を維持する方策を講じた上で面積を圧縮します。

② 計画的な保全の促進

計画的な修繕計画による建物の長寿命化を図ります。

長期的に維持するとした施設は、各部位ごと定期的に点検し劣化状況を把握するとともに、その状況に応じた修繕計画の作成に努めます。

このような予防保全の導入により、予防保全費用が必要となる一方で、事後保全費用が不要となるため、ライフサイクルコストを縮減させることができます。

一方、すでに老朽化または劣化が進んでいて、修繕しても長寿命化があまり見込めない場合は早期に使用を停止し、機能として必要な場合には、将来の人口推移に合わせて小規模化して建て替えることも検討します。

③ 既存施設の維持管理・運営等に必要な財源の確保

- ア 不測の事態に備えて、公共施設維持管理基金への積み立てなどを計画的に行い、財源の確保に努めます。
- イ 「稼ぐ公共施設」を目指し、広告の掲出やネーミングライツの導入、未活用施設の賃貸・売却により収入を確保する等新たな財源の確保を検討します。
- ウ 適正な施設使用料に向けた受益者負担の見直しを検討します。